

『お互いの顔の見える街づくり』

防災体制と防災訓練



新百合ヶ丘自治会
平成27年8月26日

I. 自主防災体制についての基本的な考え

1. 災害の想定 :

『近年ほとんど大きな地震の起こっていなかった場所で発生し、大きな被害をもたらした・・・文部科学省」を参考に、特定の想定に拠ることなく、万一に備える』

内閣府中央防災会議とその各種委員会、文部科学省、川崎市防災計画などからの結論。

この自治会地区が震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が高い地区にあること、また、至近の震源と考えられる川崎市直下の地震（M7.3、当地区の想定震度6強）、立川断層帯地震（M7.1、当地区の想定震度5強）、立川市直下地震（M7.3、当地区の想定震度6弱）によって、震度5強から6強の揺れが発生し、阪神・淡路大震災、東日本大震災に準じた災害が発生する可能性を確認しました。

なお、文部科学省によって公表された資料によると、「調査研究の結果として様々な想定をしているものの、現在の知見によって地震の発生時期や規模を特定するのは難しい」とした上で、『日本列島には未確認のものも含めて多くの活断層が分布しており、全国どこでも地震が発生する可能性があります。』としており、「平均して海溝型地震は20年に1回程度、陸域の浅い地震は10年に1回程度起こっている。阪神・淡路大震災を例に、近年ほとんど大きな地震の起こっていなかった場所で発生し、大きな被害をもたらした」としていことから、特定の想定に拠ることなく、万一に備えることを前提としました。

――自主防災組織規約作成時の覚え書の一部

2. 活動の目的 :

『地震その他の災害発生時に 行政機関などからの必要な支援を得られない状況に対応するため、会員相互の助け合いの精神に基づき 自主的な防災活動を行う ことにより、被害の防止および軽減を図る』
——— 自主防災組織規約

- ・ 私たちの認識-1 : 「非常時とは、公的機関や外部の支援を得られない状態」

⇒ 「被災後の数日間は、自分たちで活動する以外にない」

- ・ 私たちの認識-2 : 非常時の「自主的な活動」とは、「非常時にこの地区に居て被災を免れた住民による活動」

⇒ 「組織を動かす者を確保するが、救難活動などの主体は、そこに居た住民」

- ・ 私たちの認識-3 : 平常時における、凄年の会、防災応援団による備え、防災資器材の充実、災害時要援護者避難支援制度の運用、イベント開催などが重要

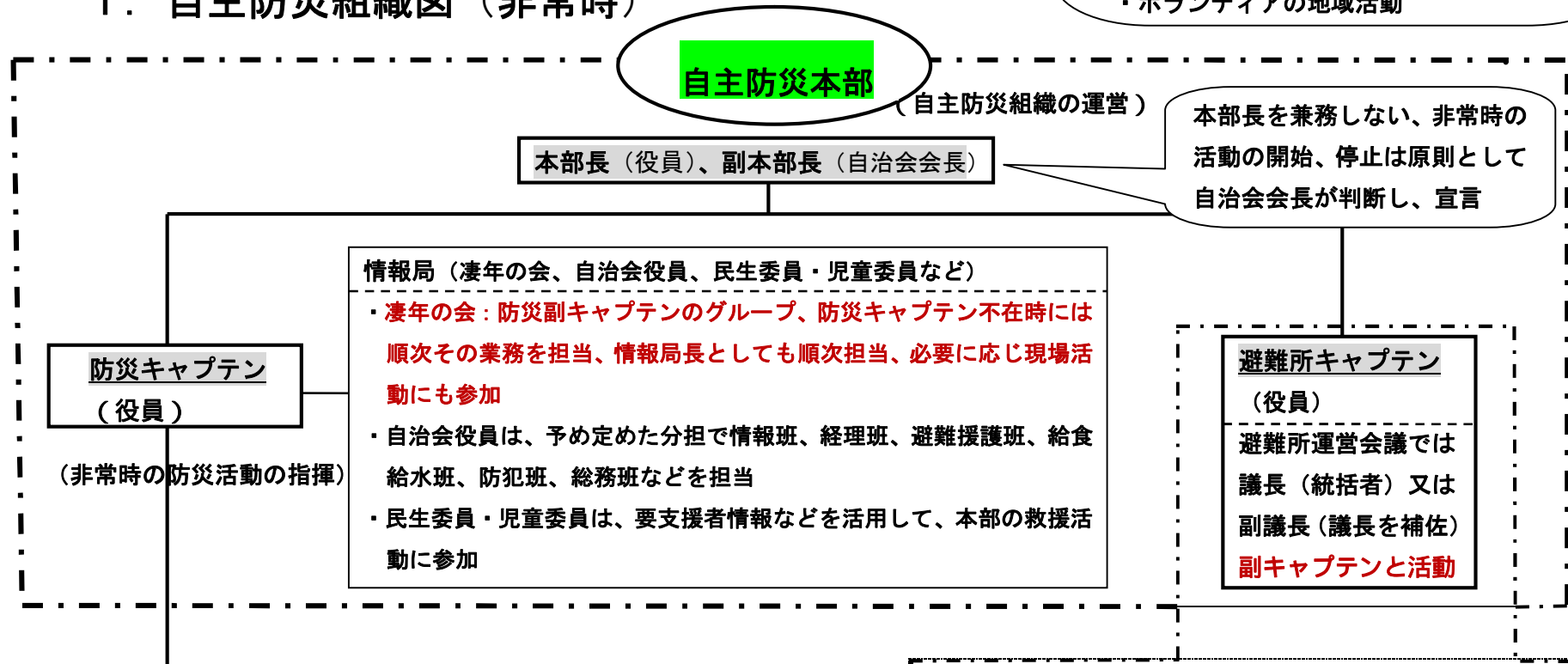
・ 参考 : 「発災初期の対応は、発災地域内の人員でできることを最大限実施する 備えが必要」 ——— 中央防災会議

備えるための、平常時の自治会の重要な活動：

- ・ブロック/班の情報伝達
- ・イベント時の住民協力体制（夏祭り/一斉清掃/餅つき大会/防災訓練など）
- ・パトロール隊の巡回
- ・ボランティアの地域活動

II. 組織と運営

1. 自主防災組織図（非常時）



公園グループ（自治会班長、防災応援団及び近隣の会員）

- * 道路を挟んだ家によって班を構成
- * 現場：非常時の防災活動の実務
- * 実務：道路消火栓・防火水槽などを使用した初期消火、被災状況調査・報告、救出・救護、避難誘導、防災倉庫（資器材）管理、その他の非常時対応

避難所グループ（避難所運営会議の一員として支援活動）

- * 現場：避難所運営の実務（王禅寺中央小学校体育館）
- 学校関係者：避難所運営会議と学校との関係調整
- 行政担当者：麻生区防災本部（市役所）その他との連絡

《参考》

避難者が構成する避難所の班：総務管理班、情報広報班、救護班、環境衛生班、食物物資班、ボランティア・避難者対策班

2. 組織の概要

- 組織の運営に当たる役員**としては、本部長の他に避難所開設・運営担当者と地区内の防災活動の実務担当者を、一定の期間専任することを想定して配置。3名とも自治会の役員。基本的に自治会会長は本部長を兼務しない。任期一年で交替する自治会役員が、継続的な防災活動をするのには限界があるとの考えによる。
- 組織の構成**は地区内の防災活動を統括する自主防災本部と避難所を開設・運営する避難所グループ、防災活動を実践する5公園グループ。本部には実務担当役員の補佐集団、自治会役員、民生委員・児童委員が構成する情報局を設置し本部長他2名の役員を補佐して防災活動に当たる。
- 避難所グループ**は避難所担当役員の指揮の元に、行政当局者と協力して、必要ある場合は避難所の開設・運営に当たる。
- 公園グループ**は、非常時点で活動可能な会員が、直近の活動拠点である公園に集合して構成し、本部の指揮のもとに、地区の防災活動に取り組む。班長は近隣会員と協力して、班内の被災状況の把握に努め、本部へ状況を報告するよう努める。
- 平常時は**、上記の本部長と他2名の役員は自治会活動の一環としての防災活動を自治会会長の下で担当。非常時は、上記の3役員が防災活動の指揮を執り自治会会長は副本部長として補佐に当たる。非常時の活動の開始、停止は原則として自治会会長が判断し、宣言する。
- 非常時に本部長不在の場合は**地区内の防災活動の実務担当役員が本部長業務も担当。その役員の不在時には、指揮者が不在とならないように、補佐集団の中の者が順次この役員業務を担当する。
- 要援護者として登録した住民に対して原則として**向う三軒両隣**の**家庭が支援者**を出し、非常時には活動する。役員、民生委員・児童委員は直接支援には加わず本部員として活動する。
- 一般社会団法人・地域社会支援ネットワーク神奈川との提携により、要援護者などを含む生活弱者に対する**生活支援活動を実施するとともに、非常時に必要な高齢者情報等の共有を進めている。**

3. 支援活動＝平常時の備え

1. 災害時要援護者避難支援制度：

- 川崎市の制度の発足後、平成20年6月に自治会の名を冠した制度を定め今日まで運用している。
- 区役所からの情報を受けて関係役員、民生委員・児童委員が要援護者を訪問し、状況を確認の上、支援者候補を挙げる。情報を関係者が共有することにつき了解を得る。支援者候補に支援をお願いし、情報を共有することにつき了解を得る。要援護者に決定した支援者名を伝える。
- 支援者の数：原則として、要援護者の家の向う3軒両隣りの合計5軒。
- 要援護者及び支援者等に関する情報の記録管理：要援護者の緊急連絡先などは、「緊急連絡カード」に記載してボトルケースに入れ、要援護者宅の冷蔵庫に保管。情報は毎年更新。緊急時には、支援者（含む、救急隊員）などがこれを開けて活用する。緊急時以外は開けない。

2. 一般社団法人（地域社会支援ネットワーク神奈川）との提携による生活支援活動：

- 法人の立ち上げに協力し、活動開始以来、提携契約を結んで自治会会員への日常の細かな生活支援を実施。
- 自治会・自主防災組織として資源は使わずに、当法人の手配と管理によって地域の業者による低廉で安心なサービス確保を実現し、会員による利用を勧めている。
その活動によって得られた情報は、役員、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどと必要に応じて共有し、要援護者としての登録にも結びつけている。

Ⅲ. 防災訓練＝平常時の備え

年間を通じ3種の訓練他を実施している。

- ① **一般会員に対する訓練**：麻生区道路公園センターが広域避難場所ふるさと公園で主催するイベント「麻生区ふれあい公園」の場において、近隣自治会・町内会などと協力し、**役員に対する炊き出し訓練（1000食）、一般会員に対する起震車体験、消火器による消火訓練**などを実施
- ② **防災応援団に対する訓練**：地区内の公園と道路において**防火水槽を利用した放水訓練、路上消火栓の開閉訓練、消火器による消火訓練、綱の結索訓練**などを実施



- ③ **援護者の支援者と防災応援団を中心とした訓練**：避難所である学校の体育館を利用して、**車椅子の扱い、ベット～車椅子間の移乗支援方法、移送訓練、心肺蘇生法訓練、AED取り扱い訓練**などを実施
- ④ **イベントも訓練**：夏祭りの開催、持ちつき大会開催に際しては、被災時の活動に役立つ場と捉え、全ての電源を発動発電機で確保するなど防災用品の活用、元役員などの炊き出し技量維持の場としても活用している。

IV. 課題＝平常時の備え

訓練と演習を繰り返すことによって実際に行動できる組織として維持すると同時に、非常時に防災活動に専念できるように、更なる制度の整備や非常時に備えた情報の入手などの環境作りにも平常時から努めたいと考えている。そのような観点から、川崎市に対して川崎市町会連合会を通じて下記の3点を要望して来ており、④も含めて今後も要望して行きたい。

- ① 高齢者などの情報の開示：被災者を救出する被災直後の貴重な時間帯に、現場に居る被災を免れた住民が一番有力な救出者であったという過去の貴重な経験に照らし、支援を必要としていると思われる高齢者が誰で、どこに居るかとの情報が、一元的に人事情報を把握している市当局から、希望する自治会・町内会に渡るように制度の整備を要望。
- ② 救急医療情報キット活用制度の整備：市の災害時要援護者避難支援制度をより有効な制度とする観点からの要望。このキットは高齢者や障害者などの要援護者の持病、かかりつけ医療機関、緊急連絡先などの情報を記載する用紙、それを入れるプラスチック製のボトル、玄関外部とボトルを保管する冷蔵庫に貼るシールで構成。支援者（住民、救急隊員など）は、要援護者の情報を常時保管することなく、非常時に冷蔵庫内のこのボトルを開けて必要な情報を入手する。区横断的に活動している救急隊員による活用が望ましいことから、市として、このキットを登録者などに配布し活用する制度の設定を要望。
- ③ 公的備蓄計画の見直し：川崎市としては、非常用備蓄品の充足については、備蓄計画の直しではなく道路の整備と輸送計画によって対応可能であるとの見解を示されているが、公的備蓄の増量が難しいことに鑑み、市民の家庭における備蓄については3日以上ではなく「7日以上」を明確に推奨する方針をとり民間の備蓄を増やすよう検討を要望。

稲城市を対象とした東京都による「立川断層帯」の被害想定を麻生区に置き換えると、全人口 172,584 人の内、避難人口は 19,675 人で避難生活者は 12,771 人となる。市内では北部のみに甚大被害が集中し、麻生区の場合、約 5000 人～1 万人の避難者が備蓄物資の支給を受けられないこととなることが試算される。

- ④ 都市公園の避難場所・防災拠点としての整備：市内に整備されつつある都市公園は、避難場所としての機能だけでなく、防災拠点としても重要と考えられるが、殆どの公園は単なる広場であるに留まっていることから、その両方の機能を持つように整備することを要望。具体的には、防火水槽の設置、生活用水井戸の設置、ベンチのかまどベンチ化、災害対応トイレの設置、公園灯の太陽光発電化、応急給水槽の設置など。

『お互いの顔の見える街づくり』